

# 教育委員会等による家庭教育支援プログラムの動向と分析

## Trends and An Analysis of Home Education Support Programs Organized by Local Boards of Education

衛 藤 夏 子

西 山 久 子

Natsuko ETO

Hisako NISHIYAMA

福岡教育大学大学院  
教育学研究科教職実践専攻  
生徒指導・教育相談  
リーダーコース/  
福岡市立舞鶴小学校

福岡教育大学  
教職実践ユニット

(令和3年9月30日受付, 令和3年12月23日受理)

### 要 旨

本研究は、家庭教育支援の重要性を踏まえ、国内の教育行政における支援の動向と課題、今後の方向性を検討することを目的として、都道府県・政令指定都市および教育委員会等のホームページを参照し、公開されている家庭教育支援のプログラム等を収集した。調査時に全都道府県で家庭教育支援プログラム、または家庭教育支援事業が確認された。これらを家庭教育支援全般と就学前支援に分け、①名称、②作成者、③活用場所、④対象者、⑤被援助者、⑥就学前教育プログラム、⑦家庭教育支援チーム数の観点で整理・検討した。その結果、情報伝達型、参加型、ネットワーク形成、相談窓口紹介等のプログラムや事業が確認された。家庭教育支援は、対象家庭の人数、年齢、個人の特性、または家族内の関係性により多様なニーズがある。そのため、自治体による家庭教育支援を一律に比較することは困難であったが、家庭教育支援は、行政による教育の側面からの直接的な家庭への働きかけと、福祉の側面から支援者（支援団体）を通じた間接的な働きかけと、この両方の側面を複合的にもつことが示された。

キーワード：家庭教育支援, 家庭教育プログラム, 子育て支援, 親教育, 就学前教育

### 1 問題と目的

#### (1) 家庭教育支援の動向

家庭における教育・子育てに関して、古くは、教育の責任は親権者にある（民法、法律第89号、1896）とされ、現在は、2006年の改定により「父母その他の保護者にその第一義的責任がある」とされている（教育基本法、2006）。その間の主な教育・子育てについての法令の変遷を表1に示す。

橋本・山懸（2015）によると、子どもの育ちの支援だけでなく親（保護者）を含めた家庭支援という視点が必要であるとの認識がもたれ始めたのは1980年代後半ごろであり、その背景として、家

族機能の弱まり、地域の子育て力の低下、保育所にも幼稚園にも属していない子ども（3歳未満）の存在が挙げられた。家庭の形成者である保護者の就労の機会の増大、ひとり親家庭の増加、一人一人の生き方を尊重する社会の志向、好ましい子育てのモデルを身近に経験できなかった親の増加など、家庭内の子育て機能は量的にも質的にも弱まってきている。そこで、家庭が抱えている問題に現実的に対処することは、社会福祉の面で進められてきた。

社会の変化に福祉の面から取り組むだけでなく、文部科学省（2012）は、教育振興基本計画

表1 子育ての主体者を表記した法令の変遷

年	法令	子育ての主体の表記
1896	民法 法律第 89 号	親権者（父母）
1947	教育基本法	家庭教育は国及び地方公共団体に奨励されなければならない
1947	児童福祉法	国及び地方公共団体と保護者
2006	教育基本法 改正	父母その他の保護者は第一義的責任を負う
2012	子ども・子育て関連3法 ・子ども・子育て支援法 ・認定こども園法の一部改正法 ・関係法律の整備法	趣旨：保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
2016	児童福祉法改訂	保護者は第一義的責任を負う

(2008)により、「家庭教育支援」を重点的に取り組むべき事項とし、家庭教育の推進に関する検討委員会で、①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを拡げる、③支援のネットワークを拡げる、という方向性を示した。2013年の第2期教育振興基本計画では、将来親になる中高生の子育て理解学習の推進も示された。具体的には、課題を抱えた家庭への、学校及び福祉等が連携した支援の仕組み作りの推進と、乳幼児とのふれあいなどを含む内容であった。また、全ての小学校区で、家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談などの実施や、家庭でのコミュニケーションの状況、子どもの基本的な生活習慣の改善等の成果指標の提示も行われることとなった。

しかし、そうした取り組みにもかかわらず、子どもの貧困、児童虐待、少子化、ひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化、といった子どもをとりまく環境による課題は深刻化している。社会全体で家庭教育を支える盤石な仕組みが求められているのである。

## (2) 家庭教育支援と就学（小学校）前教育

2012年の子ども・子育て関連3法の成立により、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を統合的に推進することとなった。

そこで接続期のカリキュラム改善が進められた。アプローチカリキュラムやスタートアップカリキュラムが保幼小連携の指針として示され（国立教育政策所、2016）、2021年には中央教育審議会でも5歳児の教育カリキュラムの検討が始まっている。

5歳児の98.3パーセントが保育所、幼稚園、認定こども園に所属している現在（文部科学省、2018）、就学前には多くの家庭が子育て支援として家庭教育支援を保育所、幼稚園、認定こども園から受けていることになる。

小学校入学により、保護者にとってもそれまで

行われてきた家庭教育支援から変化がある。保護者は子どもの幼児期から、児童期への発達段階を理解し、適切な家庭教育を行うためのサポートを必要としている。幼児期から児童期への転換を支えるプログラムは重要である。そこで家庭教育支援プログラムの中で就学前の小学校入学準備期のプログラムに着目することとした。

## (3) 本研究の目的

子供・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なり、ゆえに彼らが有する困難な状況もそれぞれ異なる。その困難は、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、心身の発達上の障害、家庭内における虐待など、非常に多岐にわたるものである。さらに、いくつかの困難が複合的にあられ、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられる。こうした困難を有する子供・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、生まれ育った環境などによって、子供・若者の未来が左右されることのないよう、関係機関の連携が強く求められている（内閣府、2020）。藤田・小泉（2016）は、家庭教育支援における保護者向け学習プログラムを分析し、自治体による保護者向けの学習プログラムでは、活用場所のひとつとして学校が想定されていることを指摘している。

このことから子どもの養育にあたって、第一義的責任を負う家庭教育に対して、主に経済的な支援や、子どもの育ちに困難を抱える家庭に対して特別な教育的ニーズの観点からの支援だけでなく、全ての家庭が等しく受けられる家庭教育への支援について、行政としてどのように計画、実施しているかということ網羅的に調べることが必要であると考えた。よって自治体が作成している家庭教育支援プログラムを、内容、活用場所、対象などについて整理することで、全体の傾向を検討する。

## 2 方法

### (1) 家庭教育プログラムの収集

調査対象：自治体および教育委員会等のホームページ上で「家庭教育支援」または「家庭教育プログラム」などをキーワードとして検索できたプログラム、その他の行政サービス

調査時期：2020年5月～2021年9月

### (2) 家庭教育支援プログラムの整理

家庭教育プログラムとして検索されたものをプログラム名、作成者、活用場所、対象者、そのために用意されている媒体に整理した。また就学（小学校）前の家庭教育に対する支援プログラムと文部科学省に登録されている家庭教育支援チーム数を併記した（表2）。

対象とした自治体は、47都道府県および20政令指定都市であり、各自治体によるホームページおよび教育委員会等ホームページであった。

## 3 結果と考察

### (1) 家庭教育支援プログラムの内容

全ての自治体で家庭教育を支援するためのプログラムが見つかった。「あおもり親楽プログラム」「あきたのそこちから」「くまもと親の学びプログラム」などは、自治体名により独自性を示しながら親しみやすい名称にされていた。香川県の「非認知スキル向上プログラム」は、これからの時代を生きる子どもたちに身に付けさせたい力を端的に示し、学校・家庭・保育所、幼稚園でそれぞれの支援者が活用できるような内容が掲載されていた。

家庭教育支援プログラムの内容の多くは、子どもの年代ごとに身に付けさせたい基本的な生活習慣を示し、子どもの主体性を伸ばし、集団の中で社会性を育むための心の基地としての家庭の役割を示し、親としての関わり方を示すものであった。頻出する内容を以下に示す。

- ・子どもの成長に必要な睡眠時間、バランスの良い食事と適度な運動習慣が保たれる家庭環境を整えること。
- ・愛情を持って接する大人との関わりの中で育まれる自己肯定感が大切なこと。
- ・幼少期の家庭教育がその後の子どもの成長に与える影響の大きさなどの解説
- ・情報化社会における情報リテラシー。
- ・読み聞かせに始まる読書の重要性の説明。

### (2) 家庭教育支援プログラムの示し方

それぞれのプログラムの中では、これまでの育児の知識を伝達するような読み物的な冊子が準備

されていた。加えて、栃木県や宮城県では保護者同士が互いに思いを共有したり、経験者が体験を語ったりするようなワークショップのような機会を持つように工夫されていた。PDFであげられた資料には、読みやすく工夫された育児に関する知恵や統計的な資料もあるが、参加者が自分の言葉で自分のことを書き込み、その中で保護者自身の成長が確認できるように工夫されていた。

さらに岩手県や大阪の堺市など30を超える自治体で家庭教育支援のポータルサイトを立ち上げて、外部機関を含む様々な情報を集めることができるようになっていた。現在行われている家庭教育支援事業が紹介されるなど、自治体によっては、子育て支援と家庭教育支援の担当が異なることもあり、互いに繋がるように記されていた。そして多くの自治体で保護者が子どものことで迷ったり、悩んだりしたときの相談窓口が、相談の内容に応じて複数併記されていた。

このような家庭教育支援プログラムの内容は、家庭教育の主体者である保護者にも「学習に対する主体性」が求められていることを示している。これは2016年に改正された教育基本法第10条「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」ことから、家庭教育においては保護者の自主性が大きく尊重されていることによるものと考えられる。

### (3) 家庭教育支援プログラムの活用場所

家庭教育支援プログラムの活用場所は多くが家庭である。しかし千葉県、岡山県、鳥取県、山口県など地域や地域にある企業を活用場所としているところもある。自治体が家庭教育を直接、保護者に行うのではなく、家庭教育支援を行う人（団体）を支援するといった仕組みである。千葉県は「学校から発信する家庭教育支援プログラム」と明確に支援者として学校を指し、そのための支援として教師が学校ですぐに使える資料を整えていた。また山口県の多岐にわたる家庭教育支援体制では、地域にある民間企業や各種学校など多くの活用場所が想定されていた。

### (4) 家庭教育支援プログラムが対象とする被支援者

これらの家庭教育支援プログラムが対象とする支援の受け手はその多くが子どもを育てる親世代となっているが、中には、これから親になる世代として中高生や大学生向けのプログラムが北海道、岡山県、愛媛県に示されている。また子どもの育ちを支える親世代を支える取り組みとして祖

表2 家庭教育支援に関するプログラム等の一覧

都道府県・政 令指定都市	プログラム名	作成・実施者	活用場所	プログラムを 行う 主体	家庭教育の援助対象	ハンド ブック 等	リンク 集等	情報・活 動 紹介	接続期(小学校入学前)の家庭教育支援	活用 場所	家庭教育支 援子一 人 2021.9 定(施行)	家庭教育支 援条例の制 定(施行)
北海道	家庭教育ナビゲーターハンドブック	教育委員会生涯学習課	地域	地域住民	乳幼児～高校生	〇	〇	〇	幼児教育健やかプラン	園	8	
札幌市	さっぽろ家庭教育ナビ	札幌市教育委員会	家庭	保護者・祖父母	乳幼児～高校生		〇		さっぽろ「こまなびのすすめ」	家庭		
青森県	あおもり親業プログラム	教育庁生涯学習課	家庭・地域	保護者・地域	乳幼児～高校生		〇				8	
岩手県	まなびネットいわて	教育委員会事務局	家庭・地域	保護者・地域	乳幼児～高校生		〇				2	
宮城県	親の道しるべ	生涯学習課	家庭・地域	保護者・地域	乳幼児～高校生		〇	〇			16	
仙台市	親子食育講座	教育局生涯学習課	家庭・学校	保護者	小学生親子			〇	就学時健診を活用した子育て講座	学校	1	
秋田県	あきたのそごから	教育庁生涯学習課	家庭	保護者	小中学生	〇					6	
山形県	やまがたの子そご5か条	教育局生涯学習課	家庭	保護者	小中学生	〇		〇	保幼小連携スタートプログラム	園	1	
福島県	親が応援プログラム	山形県教育委員会生涯学習課	家庭・学校	保護者・学校	乳幼児～高校生	〇		〇			4	
茨城県	家庭教育推進アクションプラン	就学前教育委員会生涯学習課	園・学校	園・学校	保護者	〇	〇	〇	家庭教育応援ナビのなかに幼児期編	家庭	23	2016.1
栃木県	親学習プログラム	教育委員会	家庭	保護者	乳幼児～小学生	〇	〇	〇	(親学習プログラムに含まれている)	家庭	13	2016.1
群馬県	親の学習プログラム	群馬県教育委員会生涯学習課	家庭	保護者	乳幼児～高校生	〇	〇	〇	就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン	家庭	8	2016.4
埼玉県	子育て応援ナビ・ママおしゃべりプログラム	教育委員会事務局/生涯学習総合センター	家庭・地域	保護者・地域	乳幼児～小学生	〇	〇	〇	幼児期の教育と小学校の円滑な教育	園	11	
さいたま市	家庭教育支援事業 学校から発進する家庭教育支援プログラム	教育委員会	家庭・学校	保護者・学校	乳幼児～高校生	〇		〇			1	
千葉県	家庭教育支援事業	千葉県教育庁教育振興部生涯学習課	家庭・学校・地域	保護者	乳幼児～高校生	〇					8	
千葉県	家庭教育支援事業	教育委員会事務局生涯学習課	家庭	保護者	保護者		〇	〇	もうすぐ小学生	家庭	3	
東京都	乳幼児期からの子供の教育プロジェクト	東京都教育庁生涯学習課	家庭	保護者	乳幼児～高校生	〇	〇	〇	就学前教育カンファレンス	園・学校	11	
東京都	福祉子どもらいふ子どもみらい部次世代育成課	福祉子どもらいふ子どもみらい部次世代育成課	地域	NPO法人	乳幼児	〇	〇	〇			2	
神奈川県	横浜家庭教育支援「はまっこ子育て」	教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課	家庭	保護者	小中学生	〇	〇	〇	接続期カリキュラム	園・学校	1	
川崎市	子どもたちの明日のために	教育委員会	家庭	保護者	乳幼児～高校生	〇	〇	〇			2	
相模原市	家庭教育事業 学習会	相模原市教育振興計画の中で	地域	PTA	小中学生			〇				
新潟県	家庭教育支援ガイドブック	新潟県教育委員会	家庭・学校	保護者・学校	小中学生	〇	〇				13	
新潟市	幼児期家庭教育支援	新潟市公民館	地域・家庭	保護者	1~3歳	〇	〇	〇	子育て学習前講座	園・学校	1	
新潟市	家庭教育講座	新潟市教育委員会	家庭・地域	保護者	小中学生	〇	〇	〇				
富山県	家庭教育サポーター宣言	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	家庭	保護者	乳幼児～思春期	〇	〇	〇	肝心かなめの一年生・子育てでは脳育て	学校	5	
石川県	親学講座	教育委員会生涯学習課	家庭	保護者	0~6歳	〇	〇	〇	学びをつなぐ希望のバトン カリキュラム			
福井県	幼児教育支援センターによる支援	福井県幼児教育支援センター	家庭・地域	保護者	幼児～小中学生	〇	〇	〇			3	
山梨県	保護者向け出張講座	教育庁生涯学習課	家庭	保護者	幼児～小中学生	〇	〇	〇				
長野県	家庭教育支援団体の紹介など	教育委員会事務局文化財・生涯学習課	家庭	保護者	幼児～高校生	〇	〇	〇	園・小接続カリキュラム	園・学校		
岐阜県	家庭教育実践する日	環境生活部環境生活政策課	家庭	保護者・企業	小中学生	〇	〇	〇	まなびの道しるべ	園・学校	7	2015.4
静岡県	つながるネット	静岡県教育委員会社会教育課	家庭・地域	保護者・企業	小中学生	〇	〇	〇	就学前教育情報発信サイト・わっ!	園・家庭	6	2014.1
静岡県	地域学校協働活動推進事業	教育委員会教育総務課	学校・地域	保護者・学校・地域	小中学生	〇	〇	〇				
浜松市	家庭教育委員会研修会	浜松市PTA連絡協議会	家庭	PTA	小中学生	〇	〇	〇	浜松子育て情報サイト「びっぴ」	家庭	2	
愛知県	あいちっこ親の学び学習プログラム	生涯学習課	家庭	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	アプローチャカリキュラム編成の手引き	園	12	

名古産市	親学ノススメ	生涯学習課	家庭	保護者	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇	学びをつなぐ夢をはぐくむ就学前生活習慣チェックシート(多言語)	園・学校・家庭	4
三重県	みえ家庭教育応援プラン	三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 子どもの育ち・家庭応援班	家庭	保護者	幼児期～中学生	〇	〇	〇	〇		園・学校	4
滋賀県	におねっと(学習情報提供システム)	滋賀県教育委員会事務局生涯学習課	家庭	保護者	小学生	〇	〇	〇	〇		家庭	5
京都府	家庭教育資料「親の学び 一人で悩まないで」	京都府教育庁指導部社会教育課	家庭	保護者	幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	家庭教育資料「親の学び 一人で悩まないで」	家庭	9
京都市	青少年のための親教育プログラム	こども若者未来局	学校	学校	中学生	〇	〇	〇	〇	子どもの学びと育ちをつなぐ 教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業	園・学校	2
大阪府	豊かなつながりの中での家庭教育支援	市町村教育室地域教育振興課	家庭・学校	保護者・地域	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇		園・学校	10
大阪市	子育て家庭を応援する「親力アップサイト」	教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習担当 生涯学習推進グループ	家庭	保護者・地域	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇	わくわくスタート探っ子	家庭	
堺市	親育ち支援ポータル	教育委員会事務局生涯学習部	家庭	保護者	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇		園・学校	1
兵庫県	「ひょうご」ご家庭応援県民運動	企画県民部女性青少年局男女家庭課	学・地	保護者	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇	幼児期と見早期の学びをつなぐ	園・学校	
神戸市	子ども・子育て支援新制度	神戸市教育委員会事務局総務課子ども家庭局家庭支援課	家庭	保護者	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇			
奈良県	なら子育て大学	女性活躍推進課	地域	保護者	乳幼児～小学生	〇	〇	〇	〇			13
和歌山県	家庭教育サポートブック	教育委員会	家庭	保護者	幼児～小学生	〇	〇	〇	〇	幼児教育と小学校教育をつなぐ 育ちと学びのかけはしブック	園・学校	9
鳥取県	とっとりふれあい家庭教育応援事業	教育委員会事務局社会教育課	地域・企業	保護者	子育て家庭	〇	〇	〇	〇		家庭	5
鳥取県	親学プログラム	教育庁社会教育課	地域	保護者	保護者・教員	〇	〇	〇	〇			
岡山県	親育ち応援学習プログラム	おかやま子ども応援推進委員会・地域家庭教育推進委員会・教育委員会	地域・家庭	親・親になる人・祖父母	幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	自分でできたよ！うれしいな・入学までに応援できること	家庭	3
岡山市	家庭教育支援事業	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 支援・育成係	地域	保護者	小学生	〇	〇	〇	〇			
広島県	遊び・学び・育つひろしまっ子	教育委員会生涯学習課	家庭	保護者	幼児～小学生	〇	〇	〇	〇	アブローチカリキュラム	園	5
広島市	広島市安心子育てサイト「ひろまる」	こども未来局子ども家庭支援課	家庭	保護者	幼児～小学生	〇	〇	〇	〇			1
山口県	子育てマナビイ・夢を育む家庭の元気	社会教育課教育委員会	家庭・学校	保護者	幼児～高校生	〇	〇	〇	〇			33
徳島県	中学生次世代版はぐま親なびワークショップ	教育委員会	家庭・学校	保護者・学校	中学生	〇	〇	〇	〇			2
香川県	非認知スキル向上プログラム	教育委員会	学・学・園	保護者・学校	乳幼児～小学生	〇	〇	〇	〇	さめさき自分でできるよプロジェクト (さめさき家庭教育応援学習プログラムに含まれる)	家庭	3
愛媛県	えひめ家庭教育応援学習プログラム	教育委員会事務局社会教育課	家庭	保護者	乳幼児～高校生	〇	〇	〇	〇	さめさき家庭教育応援学習プログラム (さめさき家庭教育応援学習プログラムに含まれる)	地域	9
高知県	楽しい子育て	教育委員会生涯学習課	家庭	保護者	乳幼児～小学生	〇	〇	〇	〇		家庭・園	
福岡県	ふくおか子育てパーク	福岡県立社会教育総合センター	家庭	保護者	幼児～小学生	〇	〇	〇	〇	新1年生「親ほめプロジェクト」	家庭	10
北九州市	さほんのき家庭教育学級	北九州市教育委員会	学・学・地	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	さほんのき	家庭	2
福岡市	家庭教育支援バンフレット	福岡市教育委員会	家庭	保護者	小学生	〇	〇	〇	〇	アブローチカリキュラム	園	1
福岡市	家庭教育支援パワーアップ事業	福岡市地域の教育力育成・支援協議会	家庭・地域	保護者	小学生	〇	〇	〇	〇			
佐賀県	訪問相談支援員事業	佐賀県教育庁学校教育課	家庭	保護者	小学生	〇	〇	〇	〇	次世代育成地域支援行動計画	地域	1
長崎県	ながさきファミリープログラム	生涯学習課	家庭・地域	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	ながさきファミリープログラム	園	
熊本県	くまもと親のまなびプログラム	社会教育課家庭教育支援班	学・学・地	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	くまもとスタンダード(保幼小の連携)	園・学校	11
熊本市	家庭教育支援セミナー	教育委員会事務局 教育総務部	家庭	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	幼小連携カリキュラム	園・学校	4
大分県	大分親のまなびプログラム	大分県教育委員会	家庭・地域	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	幼小の連携カリキュラム	園・学校	5
宮崎県	みやざき学び応援ネット	宮崎県教育庁生涯学習課	家庭・地域	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	(みやざき学び応援ネットに含まれる)	家庭・地域	3
鹿児島県	家庭教育に関する世代別学習プログラム 鹿児島県家庭教育ナビ	鹿児島県社会教育課	家庭・地域	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	(鹿児島県家庭教育ナビに含まれる)	家庭・地域	15
沖縄県	「家～なれ～」運動 親の学び合いプログラム	沖縄県教育委員会 沖縄県教育庁生涯学習振興課	家庭・学校・地域	保護者	乳幼児～中学生	〇	〇	〇	〇	(親の学び合いプログラムに含まれる)	家庭・地域	4

父母世代に対するプログラムが北海道、群馬県、岡山県、高知県、愛媛県に示された。

さらに家庭教育支援は社会全体でという観点から企業に対する啓発、地域住民に対するプログラムは群馬県、千葉県、富山県、山口県などに示されていた。これらは文部科学省が平成19年に「家庭教育支援のための連携事例集」の中で示したように、行政の取り組みだけでなく、学校や子育て支援団体、企業など地域で子育て支援に関わる幅広い方々と連携した取り組みとして広げられた経緯がある。つまり、行政が行う家庭教育支援の対象者は家庭にいる保護者に限らず、学校や地域の団体、地域の企業を対象としていることが示された。それぞれの自治体の実情に応じた取り組みが進められており、今後、家庭教育支援の対象となる被支援者（機関）は広がりを見せていくであろう。

#### (5) 就学前児童の保護者に特化した家庭教育支援

就学前の子どもをもつ親への家庭教育支援は、乳児教室の延長として5-6歳児の子を持つ親へのプログラムが43例示されていた。そのなかで、山形県、福井県など24例は幼児教育と小学校教育との接続を園や学校に求めるプログラムであった。

多くの子どもが就学前教育を受けている（未就学の5歳児は推定1.7%；文部科学省，2018）現在、家庭教育支援の多くは所属する保育所、幼稚園、認定子ども園が担っている。義務教育への移行の中で、保幼小連携により途切れのない教育活動が進められてきている。同時に家庭教育支援についても途切れのないことが望まれる。接続期に園や学校が家庭に対して行う家庭教育支援プログラムを教育委員会が提示しているのは、茨城県、群馬県、愛媛県など12都道府県で全体の18%である。これは、自治体の教育委員会が幼児教育を学校教育の基礎として捉えた改正教育基本法の理念の下、幼稚園・保育所・認定子ども園を隔てることなく学校教育の枠組みの中で、接続期の家庭教育支援を機能させようとしていることを示している。

#### (6) 家庭教育支援条例の制定と家庭教育支援チームの登録

改正教育基本法により文部科学省では2008年よりすべての保護者が安心して家庭教育を行えるように、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取り組みを推進している。各都道府県は家庭教育支援条例を制定する動きとなったが、現在制定が確認できたのは12都道府県であった。すでに全都道府県が制定している青少年健全育成条例や少

子化対策のための条例などにより、新たな条例を制定せずに取り組みを推進していくことができる自治体も多くあることがうかがえる。各自治体による数のばらつきは大きい。都道府県において養成された地域の人材（子育てサポーターリーダー等）を中心として元教員、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成する。主な業務としては、保護者へまなびの場の提供、地域の居場所作り、訪問型家庭教育支援とされている。家庭教育支援チームは登録制であり、国からの補助を受けることができる。2021年9月現在で349チームが登録されている（文部科学省，2021）。

各自治体で、家庭教育支援条例を制定せずとも家庭教育支援チームを機能させていることが示され、このことから、自治体が行う家庭教育支援の対象が家庭教育支援チームにもあることも示された。

#### (7) 本研究のまとめ

本研究では、全ての家庭が等しく受けられる家庭教育への支援について、教育行政としてどのように計画、実施しているか網羅的に検討した。全都道府県と政令指定都市のホームページ上から検索されたプログラムを作成・実施者、活用場所等について整理した（表2）。その結果は、以下のようによまとめられる。

相戸（2019）は、家庭教育事業にとっての子育ての主体の位置づけは、「いつ、誰が、何処から」みるかによって「主体」にもなれば「客体」にもなるとしている。本研究で収集した家庭教育支援プログラムは、家庭教育を行う主体者である保護者を対象とする場合と、家庭教育支援の仕組みを対象とする場合が確認できた。そして、それぞれの担当する部署が準拠する法令や条例の違いから、家庭教育支援を一つにまとめることが困難であった。よって、次の4つの観点から、家庭教育支援を整理する。

##### ①家庭教育支援プログラムの活用場所

家庭教育支援プログラムが行われている場所について、例えば山口県では33の家庭教育支援チームが登録されている（表2）。それらの家庭教育支援チームの活動はホームページ上で多数紹介されているが、その他にも、「山口教育応援団」「家庭の元気応援キャンペーン」等に多数の民間企業が登録している。地域連携教育推進室が、地域にある各種学校・保育所・幼稚園・企業・家庭教育支援チームを連携させ家庭教育支援の体制を整えていた。このような地域連携を推進することによ

て家庭教育支援の活用場所は広がりをもよおす。支援者に依拠した多様な活用場所が示される特徴的な事例と言える。

多くの自治体の取り組みにおいて、家庭教育支援の活用場所は家庭が多く、そこでの支援者は、ほとんどが親であり、中には祖父母、これから親になる世代として高校生、大学生が挙げられている。また数は少ないが山口県以外にも地域社会や地域にある企業での活用が示されている。これは子どもの育ちに対する責任を家庭と保護者だけに求める現在の傾向を改善していく動きを示している。子どもの養育に対して家庭に第一義的責任があるが、その家庭を支える仕組みとして活用を学校、地域社会、地域にある企業などを想定する家庭教育支援プログラムの在り方が示されている。

#### ②家庭教育支援の対象

公的教育行政が行う家庭教育支援は、保護者や、保護者を支える祖父母などを対象とした子どもの直接的な援助者に行うものと保育所・幼稚園・学校、または地域にある企業やその他の間接的な援助者に行うものと捉えることができた。直接的な援助者には必要なツール（リーフレットやポータルサイト）、間接的な援助者には、必要な仕組み（連携推進）を整備していることが示された。

#### ③保育と学校教育の接続

「保幼小連携体制とは、連携に関わる地方自治体の保幼小連携担当者を中心に、保育士・幼稚園教諭、小学校教諭、保護者等の間の双方向性を高める活動である」（一前、2017）とされているように、家庭教育の主体者である保護者は、保育と学校教育の接続期においても重要な役割を持つ。その役割について鈴木（2019）は、「移行に伴う子どもの不安や困難を言語化し、当事者の立場から学校へ伝え、地域で育つ子供の姿を共有しながら、接続期カリキュラムの開発に参加するという積極的な姿勢が求められる。」と述べている。同時に保護者の就労状況や家族形態の多様化の中で「実際の活動への参加や関わり方に差が生じていくことは避けがたいことだと認識しなければならない。」とも述べている。この「避けがたい差」が、子どもの姿として顕著に表れやすい接続期に各自治体の取り組みとして保幼小連携体制の構築が進められている。家庭教育支援は、接続期の保護者において、それまでの「支援される側としての保護者」から「保育士・幼稚園教諭、小学校教諭との双方向性を求められる支援者としての役割を持つ保護者」に変化を伴うことを支えていかなければなら

ない。

保育の領域では、「保護者支援」が保育所保育指針にも幼稚園教育要領にも示されている。よって保護者は、日常的に家庭教育支援を受けているのである。ここで示されている子どもの育ちを支える視点は、保護者との連携であり、保護者自身の主体性、自己決定を尊重することを基本としている。これは、家庭教育支援にもあてはまる。子どもの育ちのために保育と学校教育の円滑な接続が進められていることで、学校教育が保護者支援の視点を持って家庭教育支援を行うことが示されている。

#### ④家庭教育支援と「親としての学び」

文部科学省は家庭教育支援の手引きとして家庭教育手帳（乳幼児版・小学校低学年版・小学校高学年版）を作成している。各自治体においても、それに準ずるものや独自のものを作成している。これは家庭教育支援ツールとしてどの家庭でも検索すれば手に取れるようになっている。また接続期（小学校入学前後）の子どもを持つ家庭に対しては、保育所、幼稚園からの配布と就学時健康診断の機会を利用した配布など、どの家庭にも途切れることなく支援の手が届くように工夫されていた。

教育行政が進める家庭教育支援の対象者は、子どもを持つ保護者だけではなく、将来親になる学生、高校生への教育という形で広がりを見せている。この点は、現在、学校教育で、キャリア教育として自分の将来を見通す中で「親になる自分」を意識し、必要な基盤となる資質・能力として「親としての学び」について考える機会が設けられていることとも符合する。

このことから、教育行政が行う家庭教育支援は、学校教育が行う「親になる学び」を支えると同時に「今、親である自分の親としての学び」を支えるものになっていくことが望ましい。

#### (8) 本研究の限界と課題

本研究では、教育委員会等のホームページで公開されている家庭教育支援に関するプログラム等の分析を行った。家庭教育支援プログラムの収集については、以下の限界がある。まず調査は2020年5月～2021年9月の期間に行われた。47都道府県及び20政令指令都市のホームページより、教育委員会および自治体が直接運営するプログラムが対象であった。家庭教育支援や家庭教育プログラムなどのキーワードにより検索された。調査時期以降に新型コロナウイルス感染症などの社会状況の変化などに影響され、組織および活動が改編された可能

性がある。さらにウェブサイトを通じた検索であることから、実施されているプログラムの全てが把握できていない可能性がある。

加えて、少子化傾向が続き、子どもの育みに関する経験値が蓄積されにくい家庭が多い現状においては、家庭教育支援の重要性が高まることも予想される。より適切な家庭教育支援のあり方を見出すことは、喫緊の課題と言える。

#### < 引用・参考文献 >

- 相戸春子 2019 家庭教育関連法令・政策の変遷に見る子育て主体の位置づけ 宮崎国際大学教育学部紀要 教育科学論集 6号 p.28-38
- 藤田尋子・小泉令三 2016 家庭教育における保護者向け学習プログラムの分析—教師による学校・家庭連携推進の視点から—福岡教育大学大学院教職実践専攻年報 第6号 p.39-46
- 橋本真紀・山懸文治 2015 よくわかる家庭教育支援論 ミネルヴァ書房
- 日隈美代子・中澤幸子・柳生明子 2020 子育て支援・子ども家庭支援の専門性を高めるまなび：科目「子ども家庭支援論」「子ども家庭支援の心理学」「子育て支援」から考える 環境と経営 第26巻 第1号 p.65-75
- 一前春子 2017 保幼小連携体制の形成過程 風間書房
- 一前春子・秋田喜代美 2020 自治体主催の保幼小連携・接続研修の機能 日本教育心理学会第62回総会発表論文集 p.70
- 木村直子 2019 学校園等を核とした新しい家庭教育支援の展開と可能性—とくしま親なびワークショップの取り組みを通して— 鳴門教育大学学校教育研究紀要 第33号 p.149-155
- 国立教育政策研究所 2016 幼児教育研究センターの設置及び業務について
- 厚生労働省 2018 保育所保育指針解説
- 文部科学省 2008 教育振興基本計画 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/pamphlet/08100704.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/pamphlet/08100704.htm)
- 文部科学省 2012 つながりが創る豊かな家庭教育 [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2012/04/16/1319539\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2012/04/16/1319539_1_1.pdf)
- 文部科学省 2016 中央教育審議会答申 幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/01/10/1380902_0.pdf)
- 文部科学省 2017 家庭教育支援の具体的な推進方策について 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会 [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2017/04/03/1383700\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2017/04/03/1383700_01.pdf)
- 文部科学省 2018 幼稚園教育要領解説
- 文部科学省 2021 子どもたちの未来を育む家庭教育 <https://katei.mext.go.jp/>
- 内閣府 2020 子供・若者白書 [https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r02honpen/pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r02honpen/pdf_index.html)
- 鈴木 瞬 2019 就学前教育と小学校段階における連携の意義と課題 学校経営研究 44巻 p.23-31
- 鈴木友紀 2006 教育基本法の全面改正をめぐる国会審議 立法と調査 No.260
- 友野清文 2018 改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について 学苑 No.929 p.1-26